特定健康診査等における郡市区医師会等による取り纏めにかかる請求方法等について

特定健康診査等においては、郡市区医師会等が、保険者との契約の取り纏め(請求事務代行)機 関となる場合、請求した費用の払込先を①代表者(=契約取り纏めをした郡市区医師会等)、②各 健診等機関のどちらかを選択することができます。それぞれの請求方法をはじめとする各種手続き は、以下のとおりとします。

	①郡市区医師会等への一括支払		②会員医療機関への支払	
受領に関する届出	郡市区医師会等	会員医療機関	郡市区医師会等	会員医療機関
	必要	不要	不要	必要
請求方法	郡市区医師会等にて取り纏め提出		郡市区医師会等にて取り纏め提出	
支払方法	郡市区医師会等へ一括して振込		会員医療機関へ個々に振込	
支払通知関係	郡市区医師会等へ送付		会員医療機関へ送付	
返戻通知関係	会員医療機関へ送付		会員医療機関へ送付	

■受領に関する届の提出方法について

平成20年3月27日付国保中発第173号を参照ください。

■郡市区医師会等による取り纏めによる請求方法について

郡市区医師会等が取り纏めて契約する場合、会員医療機関が作成する情報には、郡市区医師会等で取り纏められたものであるとの情報が記録されないため、提出されるファイル名は医師会番号を設定する必要があります。

ファイルの作成方法については、別紙に示します。

なお、①代表者へ一括支払いの場合は、支払関係帳票についても、すべて郡市区医師会等へ送付することとしますが、返戻一覧表及び過誤調整結果通知書については、会員医療機関に直接送付することとします。

健診等データの授受及び決済の方法

